

広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

広島県条例第三十八号

広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、病院事業（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第一条に規定する病院事業をいう。以下同じ。）に従事する企業職員（以下「病院事業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第二条 病院事業職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(給与の基準)

第三条 病院事業職員の給与の基準は、この条例に定めるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の適用を受ける職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された病院事業職員の給与の基準は、同条例第六条に規定する特定任期付職員の例による。

(管理職員特別勤務手当)

第四条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある病院事業職員の職のうちその特殊性に基づき病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が指定する職にある者又は指定職職員（県立広島病院長の職にある病院事業職員をいう。以下同じ。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日等（国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいう。）に勤務した場合に、当該病院事業職員に対して支給する。

(期末特別手当等)

第五条 期末特別手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この項においてこれ

らの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した指定職職員のうち管理者が定めるものについても同様とする。

- 2 初任給調整手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿泊直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当は、指定職職員には支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第六条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の承認を受けた病院事業職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第七条 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定による承認を受けた病院事業職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（臨時の任用職員等の給与）

第八条 臨時の任用職員等（病院事業職員であつて、常時勤務を要するもの及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの以外のものをいう。）には、この条例の規定にかかわらず、他の病院事業職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「、期末特別手当」を削る。

第四条の二を削る。

第十七条の二第一項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務にあつては二万円、人事委員会規則で定めるその他の」を「人事委員会規則で定める」に改める。

第十七条の四第一項中「（以下「特定管理職員」という。）又は第四条の一に規定する職にある職員（以下「指定職職員」という。）」を削り、同条第二項中「、特定管理

職員にあつては「一万二千円」を「一万一千円」に改め、「指定職職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれその額に」を「その額に」に改める。

第十八条の五を次のように改める。

第十八条の五 削除

第十九条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二十一条第二項及び第三項中「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第五項中「又は期末特別手当」及び「又は期末特別手当基準日」を削り、同条第六項中「又は期末特別手当基準日」及び「期末特別手当について」は第十八条の五第二項各号の二の割合はこれらの規定にかかわらずそれぞれ同項各号のイに掲げる割合に百分の四十八を乗じて得た割合を」を削り、同条第七項中「勤勉手当基準日又は期末特別手当基準日」を「又は勤勉手当基準日」に、「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第八項中「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第二十一条の三第三号を削る。

附則第五項中「規定する職員」の下に「（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。）」を加える。

別表第五イ医療職給料表〔中〕

| | | | |
|---|--------|---------|---|
| 〔 | 97 | 484,300 | 〕 |
| | 特 1 | 728,000 | |
| | 特 2 | 784,000 | |
| | 特 3 | 843,000 | |
| | 特 4 | 922,000 | 〕 |

「―― 97 ━ ━ 484,300 ━ ━ ━ ━ 」

に改め、同表備考2を削り、同表備考1を同表備考とする。

別表第五ロ医療職給料表〔〕の備考及び同表ハ医療職給料表〔〕の備考中「病院」を削る。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「、第十八条第五項（給与条例第十八条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十八条の五第四項」を「及び第八条第五項（給与条例第十八条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「第十八条第五項及び第十八条の五第四項」を「及び第十八条第五項」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号から第三十九号までを二号ずつ繰り上げる。

第十八条から第二十三条までを次のように改める。

第十八条から第二十三条まで 削除

第二十九条第一項中「、県立病院」を削る。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条及び第三十五条 削除

第五十四条第一項の表精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当の項中「精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当」を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正）

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）の一部を次のように改める。

第四条第一項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改める。

第四条中「、期末特別手当」を削る。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

7 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改める。

第五条第四項中「（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。

以下「給与条例」という。）別表第五イの医療職給料表（）の四級特四号給の額未満の額に限る。）又は給与条例別表第五イの医療職給料表（）の四級特四号給の額に相当する額

」を削る。

第六条第一項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）」に改め、同条第二項中「第十九条の二第二項」を「第十九条の二第一項」に、「以下「特定管理職員」」とあるのは「任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」」を「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

8 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）別表第五イの医療職給料表（一）の四級特四号給の額未満の額に限る。）又は給与条例別表第五イの医療職給料表（一）の四級特四号給の額に相当する額」を削る。

第七条第一項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）」に改め、同条第二項中「第十九条の二第二項」を「第十九条の二第一項」に、「以下「特定管理職員」」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」」を「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

（職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

9 職員の給与の特例に関する条例（平成十八年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「（前項第一号に掲げる職員を除く。）」を削る。

第五条中「、給与条例第十八条の四に規定する勤勉手当及び給与条例第十八条の五に規定する期末特別手当」を「及び給与条例第十八条の四に規定する勤勉手当」に改める。

附則第二項中「同項の地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員」を「広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第一条に規定する公営企業に従事する企業職員及び広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四

十一年広島県条例第五十四号) 第一条に規定する病院事業に従事する企業職員」に改める。

(職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 県立広島病院長の職を占める職員については、平成二十二年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の職員の給与の特例に関する条例附則第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。